

タイトル	高額介護サービス費の追加支給について
------	--------------------

いつ 実施日時・工期	令和元年12月分から									
どこで 会場・開催地等										
だれが 主催者・関係者	市									
なぜ 目的・理由	高額介護サービス費のシステム算定が適切に行われておらず、過少支給が発生していたため									
どうした	追加支給を実施する									
経緯・経過	令和4年1月、厚生労働省より、全国の2/3の自治体で、高額介護サービス費のシステム上の算定が適切でなかった報告があり、和光市においても、同様であった。 システム改修を行い、介護保険法200条の規定により2年間の時効期間である令和元年12月まで遡り、対象者・対象金額・他制度への影響を確認し、追加支給を実施することとした。									
金額	<table border="0"> <tr> <td>高額介護サービス費</td> <td>17人</td> <td>169,253円</td> </tr> <tr> <td>高額医療合算介護サービス費</td> <td>1人</td> <td>6,461円</td> </tr> <tr> <td>介護保険利用料助成</td> <td>4人</td> <td>9,308円</td> </tr> </table>	高額介護サービス費	17人	169,253円	高額医療合算介護サービス費	1人	6,461円	介護保険利用料助成	4人	9,308円
高額介護サービス費	17人	169,253円								
高額医療合算介護サービス費	1人	6,461円								
介護保険利用料助成	4人	9,308円								
その他	今後の予定として、令和4年12月第1週に対象者に連絡・通知し、12月中旬に追加支給予定。									
問い合わせ先 担当課	<p>課名 長寿あんしん課</p> <p>氏名 課長 田中 克則</p> <p>電話 048-464-1111（内線2145）</p>									